

人権同和教育集会所(篠ノ井中央・綱島)の 廃止について



篠ノ井中央人権同和教育集会所



綱島人権同和教育集会所

1. 「人権同和教育集会所」とは・・・

人権同和教育問題の理解と認識を深めるとともに、地域住民の社会教育活動を助長するための施設で、市内には12か所（R4. 4. 1現在）設置されている。

人権同和教育集会所の管理運営は、集会所毎に地元区長等で構成する人権同和教育集会所運営委員会に委託し、研修会の開催や施設の管理が実施されている。

【実施事業】

- 人権同和教育問題の理解及び認識を深める事業
- 地域住民の教養を高め、生活の改善を図る事業
- その他設置目的を達成するために必要な事業

2. 人権同和教育集会所で実施してきた事業

- 識字学級
- 解放子ども会活動
- 同和教育講座、同和教育学級
- 当事者と地元住民との交流会
- 人権関係の講座、会議
- 生徒・児童へ同和問題学習会の講義や場所の提供
など

3. 人権同和教育集会所(篠ノ井中央・網島)の概要 4

篠ノ井中央人権同和教育集会所

施設概要

- ・ 所在地：長野市篠ノ井御幣川478番地2
- ・ 建築年月：昭和60年3月（築37年）
- ・ 構造：木造1階建て
- ・ 会議室、学習室、図書室、調理実習室等
- ・ 延床面積：132.49m²
- ・ 土地面積：274.30m²（市有地）
- ・ 国庫補助事業により建設



網島人権同和教育集会所

施設概要

- ・ 所在地：長野市青木島町網島253番地の1
- ・ 建築年月：昭和53年3月（築44年）
- ・ 構造：木造1階建て
- ・ 大会議室、学習室、教養娯楽室等
- ・ 延床面積：103.28m²
- ・ 土地面積：522.00m²（借地）
- ・ 集会所用地として地元の所有者から提供
- ・ 県単補助事業により建設



4. 公共施設個別施設計画の方針

	内 容
機能の方向性	廃止
建物の対策	解体・譲渡等
方針	現状のまま地元は無償譲渡する方向で意向確認し、譲渡できなければ廃止(解体)する。

【これまでの動き】

- 令和3年6月30日をもって松代人権同和教育集会所、金井山人権同和教育集会所、豊野人権同和教育集会所を廃止
- 令和4年3月31日をもって綿内人権同和教育集会所を廃止

5. 人権同和教育集会所(篠ノ井中央・綱島)の 6 廃止について

これまでの経緯

- 篠ノ井中央は令和4年3月、綱島は令和4年1月に運営委員会から活動停止に関する報告
- 活動停止について、運営委員会で地元へ周知し、令和4年4月から休館
- 篠ノ井中央は令和4年4月、綱島は令和4年5月に運営委員会が解散



今後の対応

- 地域において一定の役割を果たしたものと判断し、廃止する。
- 廃止後について、篠ノ井中央は後利用を検討し、綱島は建物を解体後、土地を所有者へ返還する。
- 人権教育・啓発活動は、住自協や各地区の人権教育指導員により、引き続き進めていく。

6. スケジュール(案)

年 月	内 容
令和4年11月	<ul style="list-style-type: none">・部長会議・政策説明会で説明
12月	<ul style="list-style-type: none">・12月議会に「長野市人権同和教育集会所の設置及び管理に関する条例」の改正案の提出
令和5月 1月以降	<ul style="list-style-type: none">・篠ノ井中央人権同和教育集会所の土地、建物の後利用について検討
4月以降	<ul style="list-style-type: none">・綱島人権同和教育集会所解体 (解体後、所有者へ土地を返還)